

セクシュアル・マイノリティに配慮した 保健体育科教育のあり方についての検討

—カナダ・オンタリオ州 2015 年改訂版保健体育カリキュラムの理念と運用に学ぶ—

佐野 信子*

藤山 新**

抄 録

本研究は、日本の保健体育科教育が現在直面している、児童・生徒・学生のセクシュアリティを含めた多様性に配慮、対応するという課題を解決するための方策を示すことを目指す。このため、セクシュアリティなど生徒の属性に基づいた差別は許されないこと、および教師、生徒、保護者がそれぞれ果たすべき責務が明記されている先進的な事例として、カナダ・オンタリオ州の 2015 年改訂版保健体育カリキュラムを取り上げ、その内容を検討するとともに、関係者へのインタビューを行った。

オンタリオ州の 2015 年改訂版保健体育カリキュラムの理念は先進的だが、実際の現場にはまだ十分にはその理念が浸透していないことが明らかになった。また、セクシュアル・マイノリティに対する差別の禁止や、セクシュアル・ヘルスに関する項目を明記していることについても、以前からこうした理念に貫かれていたわけではなく、2010 年に導入しようとした際にも一部に強い反対があり、いったんは取り下げていたことも明らかになった。

これらのことから、日本において性の多様性に配慮した保健体育科教育を進めようとする場合には、理想主義的に進めるのではなく、社会の文脈を踏まえたうえで、そうした教育の必要性について、関係者の同意を得ながら進めていくことが必要とされることが理解される。

現在の日本においては、具体的な教育実践の実施よりも、教員やマジョリティの児童・生徒・学生の理解を深め、必要な支援策を検討し、制度を定めていく、いわゆる環境整備の段階にあるとすることができる。その意味でも、オンタリオ州の 2015 年改訂版保健体育カリキュラムと、その導入の経緯を参考にすることには、大きな意義があると考えられる。

キーワード：セクシュアル・マイノリティ、多様性、ダイバーシティ、インクルーシブ

* 立教大学 コミュニティ福祉学部 〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26

** 首都大学東京 ダイバーシティ推進室 〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1

Study on health and physical education with consideration for sexual minorities

Learning from the philosophy of Ontario PHE Curriculum 2015 and their practice

Nobuko Sano *

Shin Fujiyama **

Abstract

The objective of this research is to devise measures to tackle with various challenges surrounding diversity, including sexuality of students, in the current Japanese health and physical education. In order to achieve this purpose, we examined the contents of Ontario PHE Curriculum 2015 as an advanced case example that stipulates not only unacceptance of discrimination based on a student's attributes such as sexuality but also responsibilities of teachers, students, and guardians. Accordingly, we conducted interview on people concerned.

The investigation revealed that the philosophy of Ontario PHE Curriculum 2015 has yet fully disseminated in the educational field despite its progressiveness. Moreover, there was a controversy over the stipulation to prohibit discrimination against sexual minorities as well as the statements regarding sexual health, and they once failed to introduce these provisions in 2010 due to some protest.

Based on these findings, we became aware of the importance to take into account social background while obtaining consent of stakeholders on the necessity to consider sexual diversity in Japanese health and physical education, instead of pursuing an idealistic approach to further promote such education.

In Japan, we are not yet at the stage to actually implement the said education and should create an environment to deepen the understandings of teachers and majority students while examining supportive measures required and establishing the decent system. From that perspective, it seems significantly important to refer to Ontario PHE Curriculum 2015 and how it was introduced.

Key words: Sexual minority, diversity, inclusive

* Rikkyo University College of Community & Human Service 1-2-26 Kitano, Niiza-city, Saitama 352-8558

** TMU Diversity Promotion Office 1-1 Minami-Osawa, Hachioji-city, Tokyo 192-0397

1. はじめに

2013年、文部科学省は「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施し、2014年4月に調査結果を公表した。これを端緒として、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への対応について、教職員の理解促進に取り組んでいる。また、2016年に検定を受けた高校の教科書のうち、地理歴史や公民、家庭科の3教科の教科書計31点でセクシュアル・マイノリティや多様な家族について触れられるなど、教育現場でセクシュアル・マイノリティへの配慮や、基本的な知識の普及が必要との認識が広まっている。しかし、保健体育科教育においては、まだそうした理解が共有されているとは言えず、対応の必要性を理解したとしても、実際にどういった対応を取ればよいのか、戸惑いの声も上がっている。また、風間ほか(2011)が行った、セクシュアル・マイノリティ当事者へのアンケート調査からは、学校の体育の授業や部活動の場で、セクシュアル・マイノリティに対する差別的な言動が少なからず存在することが明らかになっている。

こうしたことから、現在の日本において、保健体育科教育をジェンダーやセクシュアリティの視点から検証し、インクルーシブな体育・スポーツ環境を整備する、具体的な方法を示すことが必要と言える。

2. 目的

上記の状況を踏まえ、日本の保健体育科教育が現在直面している、児童・生徒・学生のセクシュアリティを含めた多様性に配慮、対応するという課題を解決するための方策を示すことを目指す。

3. 方法

上記の目的を達成するために、今年度は以下の3点について研究を進める。

1. カナダ・オンタリオ州の2015年改定版保健体育カリキュラムの精査
2. 2015年改定版保健体育カリキュラムの制作に関わった研究者、教育関係者へのインタビュー調査の分析
3. 日本の保健体育科教育における、性の多様性に配慮した教育実践の可能性の検討

まず1については、セクシュアリティなど生徒の属性に基づいた差別は許されないこと、および教師、生徒、保護者がそれぞれ果たすべき責務が明記されている先進的な事例として、カナダ・オンタリオ州の2015年改定版保健体育カリキュラムをとりあげる。2016

年に本助成を受けて実施した研究においては、オンタリオ州2015年改定版保健体育カリキュラムの重要なポイントと、日本の保健体育科学習指導要領の該当箇所との比較検証を実施した。その結果を踏まえ、2017年度はオンタリオ州2015年改訂版保健体育カリキュラムのなかでも、多様性の保障に関する箇所、特にセクシュアル・マイノリティに関するポリシーに関する部分を抽出、翻訳したうえで、詳細に把握する。

2については、やはり2016年度に本助成を受けて実施したインタビュー調査の結果について、未分析のインタビューのスクリプト翻訳と読みこみ、分析を行い、上記1の結果と合わせて、オンタリオ州2015年改定版保健体育カリキュラムにおけるセクシュアル・マイノリティに関するポリシーとその運用の実態を把握する。

3については、日本の保健体育科教育の現状を把握するために、すでにほかの研究調査で連携の経験があるお茶の水女子大学附属中学校の教員をインフォーマントとして、保健体育科教育の授業現場の観察と教員へのインタビューを行い、性の多様性についての現場の教員の認識や、性の多様性に配慮した取組の実施可能性などについて把握する。

今年度は、上記3点について研究を進め、最終的には上記3点の研究結果、および2016年度に本助成を受けて実施した研究の成果を統合し、オンタリオ州2015年改定版保健体育カリキュラムにおける、特にセクシュアル・マイノリティを念頭に置いた多様性の保障の理念について、日本の保健体育科教育への応用可能性を検討し、取りまとめることを目指す。

4. 結果及び考察

4. 1. カナダ・オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムの精査

これまでの研究で示した通り、オンタリオ州の保健体育科教育カリキュラムにおいては、保健体育科教育をHealthy Active Living（健康で活発な生活）を可能にするために必要なLiving Skills（生きるための知識や能力）を身につける場として捉えている。したがって、カリキュラム全体を通して、人種、文化、宗教、性、社会経済的立場など、あらゆる差別を許さないとする認識に貫かれているが、本年度の研究を通じて、セクシュアル・マイノリティに対しても同様の態度が貫かれていることが理解された。

例えば、日本の中学1・2年次にあたるGrades 7 and 8のカリキュラムにおいて、Healthy Living Strand（健康な生活の要素）の分野で学ぶべき事柄として、

「人間の発達と性の健康においては、この年齢の生徒は自己アイデンティティが発達しつつあり、そこには性のアイデンティティが含まれることを認識する。生徒はすでに性的な関係を持っているかもしれないし、性的な活動の可能性を考えているかもしれない、あるいは自己概念や幸福感に影響を与える人間関係上の問題に対処しているかもしれない。ゆえに、健康的な人間関係を維持するのに必要なスキルを高めることと、自身の性的健康に関して情報に裏付けされた意思決定をするのに必要な知識とスキルの習得が重点となる。主要なトピックは性的活動を遅らせること、妊娠と病気の予防、いかにジェンダーアイデンティティと性的指向がアイデンティティ全体と自己概念にいかに関係を及ぼすかの理解、性的健康と親しい関係について意思決定をすることを含む。(Ontario PHE Curriculum 2015 G1-8, p.182)」と記されており、思春期の生徒が性的な活動を行う可能性があることを前提とし、さらにジェンダーアイデンティティや性的指向が本人のアイデンティティ全体に深くかかわっているとの認識の下でカリキュラムが作成されていることが理解される。

さらに、Grade7のHealthy Living Strand分野において、Interpersonal Skills(対人関係の能力)として学ぶ到達目標として、「1.3 身体的活動に参加し、運動能力を発展させ、健康な生活に関連する知識やスキルを習得する際に、適切に言語又は非言語的手段を使用して効果的にコミュニケーションをし、情報を正確に解釈する。」とし、その具体例として「同性愛又は人種差別的な発言を自身や他の生徒に向ける人に対して有効な対応を実践する(Ontario PHE Curriculum 2015 G1-8, p.185)」ことが明示されているように、セクシュアル・マイノリティの存在を想定したうえで、セクシュアル・マイノリティに対する差別やフォビアを防ぐという姿勢を明確にしている。

4. 2. 2015年改訂版保健体育カリキュラムの作成に関わった研究者、教育関係者へのインタビュー調査の分析

本カリキュラムの関係者として、Tammy Shubat (Curriculum and School Based Health Resource Centre プログラム・ディレクター)、TL McMinn (トロント大学オンタリオ教育学研究所修士課程)、Hubert Brard (ピール地区教育委員会インストラクショナル・コーディネーター)、Heather Sykes (トロント大学オンタリオ教育学研究所准教授)、Jessica Wright (トロント大学オンタリオ教育学研究所博士課程)、Carolyn Temertzoglou (トロント大学オンタリ

オ教育学研究所教員養成プログラム講師)、Heather Gardner (ハミルトン・ウェントワース地区小学校教諭)の7人にインタビューを行った。

インタビューから得られた結果としては、まずこのカリキュラムが、当初は1998年版の改訂版として、2010年に発行される予定であったこと、2010年にいったん改訂版が発行されたものの、性の多様性やセクシュアル・ヘルスに関する記述への反対の声が上がり、いったん撤回した後その部分を削除した「暫定版」が発行されたこと、2015年になってようやく、性の多様性やセクシュアル・ヘルスの項目を明記した2015年版がリリースされた、という、このカリキュラムをめぐる変遷がある程度明らかになったことである。これは同時に、オンタリオの保健体育カリキュラムが以前からセクシュアル・マイノリティを包摂する姿勢を持っていたわけではなく、またそうした方針がすべての人に簡単に受け入れられたわけではないということを意味している。

この点に関して、Tammy Shubatは「ジェンダーアイデンティティ、ジェンダー多様性、トランスの包摂性についての議論は、このカリキュラムにおいてももっとも起こってもよかったかと思います。人々にこういったことを考えさせるほんの最初の試みだったと思いますから。」と述べ、むしろ本カリキュラムを契機として、多様な性に関する議論が深まることを期待していることを示唆した。

また、Tammy Shubatのインタビュー内容からは、正直なところ、現場の教員はカリキュラムのうち、各学年の具体的な到達目標の部分にしか目がいかず、全体的な理念を記した、78ページに及ぶ「アップフロント」の部分はほとんど読まれておらず、作り手の理念を十分に伝えられているとは言えないことが示唆されている。

したがって現状では、このカリキュラムの理念一特に性の多様性に関する部分一がすべての教育現場に浸透し、実践されているというわけではなく、今後の現場の取組をいかに促進するかという点が、オンタリオ州においても課題になっているとすることができる。

また、本カリキュラムのもう一つの特徴として、Heather SykesやCarolyn Temertzoglouは、各到達目標を達成する授業の進め方や生徒への問いかけ方を例示した「教師用のプロンプト」が盛り込まれていることを指摘した。Tammy Shubatによれば、オンタリオ州では保健体育カリキュラムを教えるのは必ずしも保健体育専門の教師ではなく、他の教科も教えるゼネラリストの担任の教師が教えるケースが多いこ

とに対応するため、「よりよい事例を提供することで、教師自身が目当てで意図されているのが何であるかより理解できるようにする試み」として盛り込んだと述べている。また、Heather Sykes は、プロンプトは絶対的に実行しなければならないものではなく、参考資料だとしたうえで、その効用について「プロンプトは、シスジェンダーの教師が『ジェンダーアイデンティティとトランスであるということをどう教えたらいいのだろう、途方にくれる』と考え始める際にも良いです。生徒とこの話題の最初の議論の組み立てのヒントとなるフレーズが与えられるのです。」と述べている。

こうしたことから、本カリキュラムは、保健体育科教育の専門家以外が授業を担当する場合や、性の多様性に対して十分な知識がない教員が授業を担当する場合でも、どのように教えることで、到達目標を達成することができるのかという手引きにもなっていることがうかがえる。日本においても、まだセクシュアル・マイノリティに関する知識や情報を十分に備えた教員、特に保健体育科教育の場面では、そうした教員の存在は少なく、具体的にどう教えればよいのか困惑していることも多いと言われている。こうした日本の状況にも、「プロンプト」のようなヒントを掲載することは意味のあることと考えられる。

4. 3. 日本の保健体育科教育における、性の多様性に配慮した教育実践の観察

お茶の水女子大学附属中学校の保健体育科教員2名、非常勤講師2名にインタビューを行うとともに、保健体育科の授業及び関連する授業を見学した。

現状、お茶の水女子大学附属中学校の保健体育科の授業においては、性の多様性に配慮した取組は特段行われていない。しかし、学校全体の取組として多文化共生について学ぶプログラムを実施しており、そのなかで性の多様性について学ぶ機会を設けている。



図1. 1年生に向けた虎井まさ衛氏による特別授業

図1は、多文化共生について学ぶプログラムのひとつとして、中学1年生対象の総合的な学習の時間に、トランスジェンダー当事者の虎井まさ衛さんによる講義が行われている様子である。

教師へのインタビューに関しては、君和田雅子氏(お茶の水女子大学附属中学校教諭) 佐藤吉高氏(同)、小安健太氏(お茶の水女子大学附属中学校非常勤講師)、米山拓希氏(同)をインタビューーとして、4人に各1時間程度実施した。

性の多様性についての教員の認識の度合いは、主に個人の体験によって大きく異なっている。文部科学省の調査や通知は認識しているものの、実際に自身が指導している生徒の中に当事者がいるかもしれないという認識の部分では、特にその相違が顕著であり、過去に当事者がいたと認識している教員や、当事者からカミングアウトされた経験を持つ教員は、自身が指導している生徒の中に当事者がいるかもしれないとの認識が特に強く見られた。

体育の授業は、6日間にわたり17授業を直接見学及びビデオ撮影した。そして、4日間にわたり12授業をビデオ撮影のみした。また、その他の授業で本研究に関わりのある2授業を直接見学した。

5. まとめ

今回の研究内容のうち、特に2015年改訂版保健体育カリキュラムの作成に関わった研究者、教育関係者へのインタビュー調査結果から、オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムの理念は先進的だが、実際の現場にはまだ十分には浸透していないことが明らかになった。また、セクシュアル・マイノリティに対する差別の禁止や、セクシュアル・ヘルスに関する項目を明記していることについても、以前からこうした理念に貫かれていたわけではなく、2010年に導入しようとした際にも一部に強い反対があり、いったんは取り下げていたことも明らかになった。

これらのことから、日本において性の多様性を踏まえ、配慮した保健体育科教育を進めようとする場合には、理想主義的に進めるのではなく、社会の文脈を踏まえたうえで、そうした教育の必要性について、関係者の同意を得ながら進めていくことが必要とされることが理解される。

また、調査フィールドが限定的なために普遍的なことは言えないが、現在のところ日本においては、保健体育科教育の現場で性の多様性に配慮した教育実践は特に見られない。その理由としては、教員の認識に由来する当事者の不可視化とともに、具体的な方法論の

不在が指摘されよう。ただし、教育実践事例については、なお詳細な調査が必要と考えられる。

こうしたことから、現在の日本においては、具体的な教育実践の実施よりも、教員やマジョリティの児童・生徒・学生の理解を深め、必要な支援策を検討し、制度を定めていく、いわゆる環境整備の段階にあるとすることができる。その意味でも、オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムと、その導入の経緯を参考にすることには、大きな意義があると考えられる。

【参考文献】

風間孝ほか（2011）性的マイノリティのスポーツ参加—学校におけるスポーツ経験についての調査から—。スポーツとジェンダー研究, Vol.9, p.42-52. 日本スポーツとジェンダー学会。

文部科学省（2015）中学校学習指導要領。東山書房。

日本スポーツとジェンダー学会（2016）データでみるスポーツとジェンダー。八千代出版。

Ontario PHE Curriculum 2015 G1-8.

<http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/elementary/health1to8.pdf>

Ontario PHE Curriculum 2015 G9-12.

<http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/elementary/health9to12.pdf>

Daniel B. Robinson, Lynn Randall（編）Teaching Physical Education Today: Canadian Perspectives.

なお、佐野はお茶の水女子大学学校教育研究部研究協力員として附属学校で研究調査に従事し、当該研究調査の成果を附属学校での研究実績の一部として社会に発信することに同意している。

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。

